

会 議 要 旨 録

会 議 名	令和6年度第2回毛呂山町介護保険運営審議会
開 催 日 時	令和7年1月28日（火）午後1時30分～2時20分
開 催 場 所	毛呂山町役場 201会議室
出席者氏名	【出席】鈴木会長、小林副会長、星野委員、紫藤委員、福田委員、 福島委員、木内委員、田中委員、末田委員、松本委員、 小島委員、二瓶委員、内藤委員、 【欠席】後藤委員、三浦委員
事務局職員	高齢者支援課：串田課長、柴崎副課長、細井係長、小山係長、 小林係長、山本係長
【会議次第】 1. 開会 2. あいさつ 3. 議題 ●高齢者総合計画策定推進会議 ・第9期高齢者総合計画について ●認知症施策総合推進会議 ・令和5年度における各種認知症施策の実施状況について ●地域密着型サービス運営委員会 ・地域密着型サービスの運営状況について ●地域包括支援センター運営協議会 ・毛呂山町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について ・令和7年度毛呂山町地域包括支援センター運営指針について ・地域包括支援センターの評価について ・地域包括支援センターの運営状況について ●地域ケア推進会議 ・地域ケア会議から抽出された地域課題について 4. その他 5. 閉会	

【会議資料】

○次第

○毛呂山町における高齢者の状況 当日配付資料

○地域課題一覧 当日配付資料

○さわやかサロンリーフレット 当日配付資料

○令和5年度 各種認知症施策の実施状況について 資料1

○毛呂山町指定地域密着型サービス事業所一覧 資料2

○毛呂山町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 資料3

○令和7年度毛呂山町地域包括支援センター運営方針（案） 資料4

○養護者における高齢者虐待対応指針（虐待対応マニュアル） 資料5

○毛呂山町地域包括支援センター 自己評価シート 資料6

○毛呂山町地域包括支援センター 指定介護予防支援等業務委託事業所一覧 資料7

○毛呂山町地域包括支援センター業務継続計画（BCP） 資料8

発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
串田課長	<p>1. 開会</p> <p>皆さんこんにちは、本日はお忙しい中、ご参集賜りましてありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今より「令和6年度第2回毛呂山町介護保険運営審議会」を開会させていただきます。</p> <p>申し遅れましたが、私、本日の司会を務めさせていただきます高齢者支援課長の串田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>議事に入ります前に、本日の審議会につきましては、委員15名のうち、出席者数13名、欠席者数2名でございます。毛呂山町介護保険に関する規則第65条第2項に基づきまして、委員の過半数の出席がございますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、会議の開会にあたりまして、鈴木会長からごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>2. あいさつ</p> <p>みなさんこんにちは。今、感染症がご存じの通り増えておりまして、ややピークは過ぎた感じですが、12月はかなりインフルエンザA型が多く、医療機関によってはお断りをした医療機関もあったかなあ、と思います。ちょっと、患者さんからクレームではないですけども、どこも診てくれないと、というようなこともありまして、流行りました。</p> <p>まだもちろん流行っているのですが、A型のピークは過ぎたのかな、と思います。ただ、コロナが若干増えている状況にありますので、引き続き皆さんは感染症に気をつけてください。</p> <p>今日は色々と議題がありますが、介護認定制度ですが、2000年に制定されてから、今年で25年になるのですが、なんかすごく早いもんだな、と思っております。私も2000年からずっと介護保険認定審査会の委員を25年やっております、また来年もやる予定にはしているのですが、だいぶ介護認定自体は順調にいつてますけれども、やはり高齢者はだいぶ増え、高齢者の認知症も増えてきていますし、色々な意味で大変な状態にはなっているかとは思っています。</p> <p>今日はそれ以外にも色々と地域密着サービスですとか、地域包括支援センターのお話もありますので、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>簡単ではありますが、ごあいさつといたします。</p>
串田課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p>

本日の会議資料につきましては、お手元にお配りしてあります令和6年度第2回毛呂山町介護保険運営審議会配付資料一覧のとおりでございます。配布漏れがございましたら、会議の途中でも構いませんので、挙手の上、事務局までお申し付けください。

それでは、毛呂山町介護保険に関する規則第65条第1項の規定に基づきまして、鈴木会長に議長をお願いしたいと思います。

では、会長、よろしく願いいたします。

3. 議題

鈴木会長

はい、それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきます。それでは、まず、高齢者総合計画策定推進会議を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

●高齢者総合計画策定推進会議

細井係長

それでは、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画の策定及び進行管理に関する事項につきましてご説明させていただきます。まずはじめに、当日配付いたしました「毛呂山町における高齢者の状況」をご覧ください。こちらにつきましては、令和7年1月1日現在の町の状況となっております。町の人口32,043人に対しまして、65歳以上の高齢者人口は11,541人、高齢化率につきましては、36.0%となっております。そのうち、介護認定を受けている方につきましては、1,875人で認定率は16.2%、それぞれ、認定区分の状況につきましては、表の下の方に細分化して表記しているとおりのとなっております。

こちらの計画書23ページには高齢者の人口、続く24ページには要支援・要介護認定者の将来推計を行っておりまして、それぞれ令和6年の欄をご覧くださいと、どちらも概ね推計に近い値で推移しておりますが、確実に高齢者の数は増えている状況でございます。

こちらの計画につきましては、令和6年4月から3年間を期間といたしまして、例えば、47ページにございます基本理念であったり、次の48、49ページにございます基本目標に沿いまして、各種施策であったり、取組みを推進していくこととしております。今後、年間の実績等をもとに、目標値・見込値を基準とした評価、進行管理についてのご審議をお願いするところでございますが、今回につきましては、4月から始まりました第9期の計画期間、ここで10か月ほど経過しておりますので、現在の主な取組状況について、ご説明させていただければ、と思います。

まずは68ページをご覧ください、と思うのですが、68ページの下の方、(9)町内循環バスの運行とございますが、こちらにつ

きましては、令和6年10月より、現在の3台体制から5台体制に増車したうえで、新ルート・新ダイヤでの運行を予定しておりましたが、納車予定の車がエンジン不正認証問題の影響を受けてしまいまして、期日までに納車が間に合わず、延期となっております。そのため、令和7年4月1日より新ルート・新ダイヤでの運行体制となります。現在、担当課におきまして様々な準備を進めているとのことをございます。

続きまして、70ページに関連して、ネットワーク体制の構築というところになるのですが、こちら今年度、ではありませんが、民生委員さんのご協力をいただきまして、10月・11月の2か月の期間で、町内の75歳以上のひとり暮らしの高齢者と高齢者のみで構成される世帯を対象とした高齢者実態把握調査を実施いたしました。対象は約3,100件でございます。地域の民生委員さんが訪問することによりまして、より顔の見える地域での関係が構築ができたものと捉えておりまして、実際に訪問していただきましたにあたった民生委員さんのご意見なども確認しながら、今後も実施をしていきたいと考えております。また、現在、社会福祉協議会に委託して実施しております単身高齢者に対しまして、週2回の見守りを目的とした給食事業を実施しておりましたが、今年度末を持ちまして廃止とし、栄養管理が必要な方、また、食事の準備が身体的な理由等によりまして困難な方に対するの配食事業として翌年度より変更していく準備を進めております。こちらは、介護保険の中の市町村特別給付といった形で、実施を考えております。

続きまして79ページ、79ページの(5-3)認知症検診でございますが、こちら、70歳の国民健康保険加入者を対象に現在実施している認知症検診があるのですけれども、その検診とは別に、認知機能の変化や早期発見を目的として、スマートフォンやパソコンを活用したチェックツールによりまして、記憶力であったり、判断力などの簡単なテストを実施することで、ご自身の認知機能の状況をチェックすることができ、また、間隔を少し空けて2回実施することで、その結果に応じてご自身の変化に気づいていただくこと、また、介護予防事業への積極的な参加であったり、医療機関への相談・受診に結びつける「脳の健康セルフチェック事業」の実施を来年度より計画しております。まず、1年目はゆずっこ元気体操に参加している方を主な対象に実施していく予定でございます。

続きまして80ページ、(6-1)成年後見制度の利用促進でございますが、こちらにつきましては高齢者及び障害者の成年後見制度、消費者被害、虐待、行方不明防止対策等についての実務的な情報交換と連携を目的としました権利擁護支援協議会を設置いたしました。こちらは先日、第1回の会議を実施したところでございます。弁護士であったり、司法書士のといった専門職後見人、社会福祉協議会、医療関係者のほか、西入間警察署の職員であったり、飯能家庭裁判所の職員も委員と委嘱しております。

続きまして87・88ページでございますが、こちら一般介護予防で

ございます。中心事業として、ゆずっこ元気体操を各行政区を単位として実施しているところがございますが、それとは別に、地域で行っております高齢者サロンなどでも実施できるように調整中でございます。そのことで、実施拠点を今以上に増やしていけたら、と考えております。

89ページ以降の介護保険事業につきましては、介護サービス・介護予防サービスともに、概ね見込量通りの推移となっておりますが、最近では、認定件数も増えておりまして、特に要介護での認定となる人が増えてきております。ですので、増加に伴いまして、今後、介護サービス給付費等につきましては、上昇していくものではないか、と捉えております。

最後になりますが、123ページの保険料でございますが、第9期期間につきましては、第8期計画期間に比べまして、基準となります第5段階で年額9,600円、月額800円の増額となっております。増額となりましたが、問い合わせ件数が数件ございましたが、高齢者の増加に伴いまして介護認定を受ける人も増加しており、どうしても避けられない部分として丁寧に説明をしたうえで、ご理解を頂けたものと捉えております。

第9期高齢者総合計画の近況につきましては以上でございます。

鈴木会長

はい、ただ今の内容につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか？いかがでしょうか？

各委員

質疑なし

鈴木会長

よろしいですか？

それではご意見がないようですので、高齢者総合計画策定推進会議はこれまでといたします。

●認知症施策総合推進会議

鈴木会長

それでは次の議題に移りたいと思います。続きまして、認知症施策総合推進会議を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

細井係長

それでは、介護保険法第115条の45第2項第6号に規定する認知症施策総合推進事業に関することといたしましてご説明させていただきます。、それでは、お手元の資料1をご確認ください。こちらは、昨年度、令和5年度の毛呂山町の認知症各種施策の実績となっております。前の計画、第8期の計画期間では、やはりコロナの影響がございまして、人を動員する事業というものにつきましては、どうしても低い数値となっております。昨年度につきましては、徐々に参加者のほうも戻りつつある状況となっております。

たとえば、①のオレンジカフェの実施状況でございますが、こちらは

計画書の72ページの方に過去の実績値があるのですが、オレンジカフェの実績につきましては見込以上の動員を得ている状況でございます。②の認知症サポーター養成講座につきましても、計画書72ページの見込値には届いていないものの、200人を超える方に受講をいただいております。また、実施状況の⑥と⑦、見守りシールとSOSネットワークの登録者数でございますが、こちらは、前年を超える申請者数となっております、事業周知の効果が少しずつ表れてきたものと捉えております。

また、こちらの資料のほうには実績としてお示ししてはおりませんが、認知症月間の普及啓発の一環といたしまして、昨年9月には、町立図書館と認知症疾患医療センターとの合同企画といたしまして、専門職が選ぶ本の紹介のパネル展示、認知症ケアパス委員の皆様や町内介護施設の職員さん等に協力をいたしまして、認知症に対するメッセージの掲示やオレンジカフェ参加者には、折り紙を用いた装飾の作成等をお願いして一緒に掲示をすることを行いました。また、パネル展示は昨年度、今年度と、役場庁舎ロビーのほうでも実施しております、より多くの人の目に留まることで興味を持っていただける機会や周知が図れたものと考えております。

毛呂山町におきます認知症施策の特徴といたしましては、まず、地域包括支援センターが町の直営で運営されておりますので、迅速な対応がとれること、地域の介護支援専門員と接する機会も多く、多くのケアマネさんと顔の見える関係が築けており、情報交換や共有の機会が多いこと。埼玉県指定によります認知症疾患医療センターが町内にあることで連携や相談体制がとりやすいこと。また、認知症ケアパス検討委員会に町内で認知症に携わる介護事業所の方に委員として参加いただいております、そちらとの連携がとりやすいことなどがあげられます。

なお、来年度の事業といたしまして、認知症ガイドブックの全面改定を進めております。こちらのほうは、ページ数を大幅に増やしまして、認知症の人やその家族だけでなく、認知症について興味のある人や学びを深めたい人などにもよく見て頂ける内容としまして、町の広報紙と一緒に町内全戸配布を検討しているところでございます。実際に、実物ができあがりましたら、この会議の場でもぜひ皆様にご覧いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

なお、令和6年12月3日に閣議決定されました国の認知症施策推進基本計画では、誰もが認知症になり得ることを前提とし、「1人1人が自分ごととして理解し、認知症になっても、個人としてできることややりたいことあり、住み慣れた地域で仲間などつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という「新しい認知症観」が示されました。国の認知症施策推進基本計画では、国・県の計画を基本としつつ、町の実情に即した形での市町村計画の策定のほうが求められております。そのため、今後、この会議の場におきまして、皆様に色々ご意見等を頂戴して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いたし

	<p>ます。認知症施策につきましては以上でございます。</p>
鈴木会長	<p>はい、それではただ今の内容につきましてご意見ご質問等ございますでしょうか？</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
鈴木会長	<p>よろしいでしょうか？それでは、無いようですので、認知症施策総合推進会議はこれまでといたします。</p> <p>●地域密着型サービス運営委員会</p>
鈴木会長	<p>では、地域密着型サービス運営委員会を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
小林係長	<p>地域密着型運営委員会に関する報告といたしまして、介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを提供する者に関する運営状況につきましてご報告いたします。</p> <p>資料2の毛呂山町地域密着型サービス一覧をご覧ください。現在における毛呂山町内の指定地域密着型サービスの状況となっております。</p> <p>ひとつ目の認知症対応型共同生活介護、グループホームについては、4か所。通いの場と泊まりを組み合わせた提供をする小規模多機能型居宅介護事業所が1か所。定員18人以下の地域密着型通所介護が3か所。認知症対応型の通所介護が1か所。また、介護職員、看護師の定期的な訪問を受けられる24時間対応の訪問と介護を行う定期巡回随時対応型訪問介護看護が1か所となっております。</p> <p>まずひとつ目の認知症対応型共同生活介護の入所者状況ですが、定期的にグループホームのほうに入所状況を確認、3か月ごとに確認しております。直近で確認したのが令和6年11月末現在となるのですが、町内のグループホーム4か所、現在53名の方が入所しており、1床の空きがある状況となっております。その時点での待機者の状況でございますが、あおぞら川角で3名、会ったかホーム毛呂山で3名、みどりの風あすわで3名となっております。</p> <p>次に2番目の小規模多機能型居宅介護好日の家毛呂山の利用状況ですが、定員25名に対して24名の登録があり、ショートステイの利用が7名、通所・訪問利用が14名となっております。</p> <p>続いて3つ目の地域密着型通所介護の指定状況ですが、3施設あるうち、町内にはデイサービスキラリ、町外の坂戸市では地域密着型通所介護として2か所指定しております。デイサービスキラリの利用人数については定員が15人で登録者数が32人となっております。</p> <p>認知症対応型通所介護につきましては町内に1か所、あったかデイ毛</p>

	<p>呂山がございます。定員12名で登録者数が現在26名となっております。</p> <p>最後、定期巡回随時対応型訪問介護看護となります。サザンケアでございますが、こちらについては、毛呂山町の利用者、登録者数は現在4名となっております。</p> <p>以上が地域密着型サービスの現在の運営状況となっております。</p>
鈴木会長	<p>はい、ただ今の内容につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか？</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
鈴木会長	<p>よろしいですか？それでは無いようですので、地域密着型サービス運営委員会はこれまでといたします。</p> <p>●地域包括支援センター運営協議会</p>
鈴木会長	<p>それでは続きまして、地域包括支援センター運営協議会を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
細井係長	<p>それでは、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置及び運営に関することといたしまして、まず、「毛呂山町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」につきましてご説明いたします。こちら、お手元の資料のほうは3となります。</p> <p>地域包括支援センターには、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士（それぞれ準ずる者を含む）の3職種を各1名ずつ配置することが介護保険法施行規則及び町条例により定められています。しかしながら、近年、有資格者の確保が困難となっている状況を踏まえまして、厚生労働省におきまして、人員配置基準の緩和についての議論が進められ、基準の改正が行われました。</p> <p>主な改正内容といたしましては、地域包括支援センターの職員配置の柔軟化を目的とし、地域包括支援センター運営協議会、この場ですね、が認めた場合には、いわゆる常勤換算の方法による配置が可能となること、なお、常勤換算方法とは、非常勤職員の勤務時間を全て足し上げ、常勤職員が勤務したとして何人になるかを計算する方法となります。また、1つの区域でそれぞれ1名ずつ配置が必要な3職種の必要人数を、複数の区域で合算することが可能となります。なお、ただし、この場合においては、地域包括支援センターの質の担保の観点から、1つのセンターに、2職種以上の配置は必要となるものであります。</p> <p>なお、毛呂山町におきましては、直営の地域包括支援センターが1か所となっていること、3職種についても人員が確保されておりますの</p>

で、今回のこの改正に伴う影響はございませんが、国の基準となります。省令が改正されたため、それにあわせて改正を行うものとなります。なお、今後でございますが、町の3月議会に上程し、その後可決を経て施行というような流れとなっております。

続きまして、令和7年度地域包括支援センター運営方針、お手元の資料4につきまして、ご説明いたします。

こちらにつきましては、介護保険法第115条の47第1項の規定により、市町村は、センターの役割を十分に踏まえたうえで、センターの運営方針を示すことで当該包括的支援事業を委託することができることとされております。毛呂山町につきましては、センターは町直営で運営をしておりますが、直営であってもセンター職員の目標達成に向けた意識の共有を図る観点から定めることが望ましいとされているため、毎年、このように運営方針を定めたとご意見を伺っているところでございます。

まず、3ページですね、3ページからでございますが、こちら「方針策定の趣旨」、「地域包括支援センターの目的」、また、「運営上の理念」となっております。「運営上の理念」といたしましては、「地域包括ケアシステムの推進」、「協働性の視点」、「公益性及び中立的な視点」、「地域性の視点」の4つを掲げております。特に、「協働性」につきましては、センター内だけではなく、主に地域の医療・福祉・介護関係者のみならず、民生委員さんであったり、自治会の区長さんなどとの連携なくして支援や課題解決には至りませんので、引き続き、良好な関係性を保っていけるよう、一人ひとりが努めて参りたいと思います。

続く、4ページの下段以降になります。こちらの「業務の実施方針」では、まず、基本的事項として、職員の姿勢、能力向上、対応記録のあり方、関係機関との連携強化等、まあ、すごく基本的な内容ではございますが、職員一人一人の資質向上といったことが、センターとしての機能向上に直結することとなりますので、このような形で、業務実施方針を示してあります。特に、相談件数は増加の傾向にございまして、その内容も複雑、多岐にわたるものが大変増えてきております。そのため、個々の対応力の強化といたしまして、特に各種研修については、年間受講計画を作成したうえで、計画的な受講を行うように努めております。

7ページ以降につきましては、各業務に対する視点となります。特に、総合相談支援業務につきましては、先ほども申し上げましたとおり、近年寄せられる相談の複雑・複合化によりまして、やはりセンターだけでは解決に至らないようなケースも増加してきております。また、時には時間勝負となるようなこともございます。相談者やその家族等との良好な関係性の構築、関係機関との連携を実践し、相談者の方が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が可能な限り続けて行くことができるよう、身近な総合相談機関としてのその機能を存分に発揮できるように、努めて参ります。

認知症総合支援事業につきましては、地域包括支援センターに認知症

地域支援推進員を配置いたしまして、推進員を中心として実施事業の充実、認知症等に関する啓発を実施して参ります。

また、町では、高齢者支援課と福祉課で、権利擁護支援センターを設置し、成年後見等に関する相談対応を行うほか、判断能力が低下したことにより不利益を受けている人、虐待を受けている人などの、「権利擁護に関する支援が必要な人」を発見し、そこから支援につなげていくための権利擁護支援ネットワークを構築しています。この機能を活かし、虐待や消費者被害の防止、権利擁護に関する事案の早期発見、早期介入に努めて参ります。

なお、養護者による高齢者虐待につきましては、この運営方針とは別に、「資料5」としてお配りさせていただいております虐待対応マニュアル、こちらの方を町とセンター合同で作成をしております。こちらにつきましては、新たに配属となった職員でも、理解しやすいよう、虐待の定義、種別、対応の流れ、保護したあとの対応等、流れに沿ってまとめられておまして、いざというときの対応に備えております。

以上の運営方針のもとで、来年度の地域包括支援センターの運営を進めて参りたいと考えておるところでございます。

会長、ひとまずここまでのところで質疑等がありましたらお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか？

鈴木会長

わかりました。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか？

各委員

質疑なし

鈴木会長

よろしいですか？では、無いようですので、事務局で次へ進めてください。

小山係長

引き続き、地域包括支援センターの運営協議会の中で、地域包括の自己評価事業についてご説明させていただきます。

資料6をご覧ください。地域包括支援センターの自己評価事業というのですが、地域包括ケアシステムの深化に向けた取り組みを加速させることを目的として、組織・運営体制について定期的に評価し、その結果を踏まえ、事業の質の向上のために必要な改善を図ることを目的としております。私たち地域包括支援センターでも、こちらの介護保険運営審議会が運営協議会を兼ねているため、委員の皆さまからご意見を頂戴いたしたく、ご報告するものです。

評価内容につきましては、資料の通りでございますが、点数の低かった部分のみご説明をさせていただきます。赤い太字が毛呂山町地域包括の評価になっております。毛呂山町の評価が紫で示してありますが、地域包括が直営ですので、ほぼ同じ評価となっております。水色の三角マーク、こちらは日本全国の地域包括支援センターの数値、黄色い線が全

国の市町村の調査の平均値となっております。こちらを見ますと、毛呂山町の地域包括に関しましては、全体的に高値の数字が出ておりますが、一部低い値も出ておりますので、そこを中心に説明いたします。

まず、83.3%の2の2-1 総合相談事業につきましては、相談事例の終結条件について、毛呂山町の地域包括では取り決めをしておりません。そのため、点数が低く出ております。相談の終結に関しましては、どうしても、生活支援全般を行うケースワークを行っているため、終結という区切ることができておりませんでした。今後につきましては、他市町村での終結要件も参考に検討して参りたいな、と考えております。

こちら83.3%、4の2-3、包括的継続的ケアマネジメントの支援のところ、こちらは包括主催の研修計画を年間2回実施しているのですが、ケアマネ事業所へ年度初めにお示しをするということができておらず、年度途中にお示しすることが多く、点数が低く出ております。今年度は自殺対策のゲートキーパー研修、後半にはケアマネさん向けの防災研修を実施しております。来年度に向けまして、年度初めに計画を組めるよう努力して参りたいと思います。

次の6の2-5、介護予防ケアマネジメント、介護予防支援のところ、こちらは80%という数値となっております。こちらに関しましては、利用者のセルフマネジメントを推進するための取り組み、こちらができておらず、点数が低く出ております。介護保険事業におきまして、自立支援の取り組みが重要となっており、私たちケアマネは自立支援を意識したケアプラン作成能力とともに、利用者自身セルフマネジメント能力を上げるということが求められております。こちらが地域包括の中で、まだできておりませんでした。研修などを組み合わせながら、他市町村も参考に向上していきたいと思います。

自己評価事業については以上となります。

次に資料7、介護予防給付・介護予防ケアマネジメント業務一部委託一覧についてご説明させていただきたいと思います。資料7をご覧ください。こちらにつきましては、ケアマネジャーの委託事業所一覧でございます。一番下にございます鳩山町のポラリス（株）が新たに加わっております。令和5年度までは契約をしておりましたが、利用者さんがいらっしゃらなかったため、令和6年度は契約をしておりませんでした。今回、利用希望者がおりましたので、鈴木会長に事前了承をいただきまして契約をさせていただきました。今後も審議会で契約の了承を取りたいと考えますが、急ぎの場合等は鈴木会長に了承を得て契約を進めたく、ご理解をいただければと思います。

また、こちらには記載がございませんが、現在のケアマネジメントの業務量をお伝えいたします。私も地域包括で担当しているケアプラン量ですけれども、直近12月で278件のケアマネジメントを実施いたしました。そのうち、直接担当している方が168件、1年間を通じてさほど大きな変化はありません。また、ちょうど1年前、こちらの審議会場でケアマネ不足についてお話をさせていただきました。現在は、要

介護、町内のケアマネさんが少し増えまして、要介護の方のケアマネジメントにつきましても割とスムーズにお願いができています状況で、以前よりはケアマネ不足については解消できている状況です。

次に、業務継続計画（BCP）についてご説明させていただきます。資料8をご覧ください。業務継続計画につきましては、令和3年度の介護報酬の改定で、すべての介護サービス事業者はBCPを策定することや、その内容を職員に周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施することが義務付けられました。そのため、毛呂山町地域包括支援センターも今年度中の策定を目指しております。今回の計画につきましては、その都度改訂を今後重ねていく予定であり、今回は最低限の項目について記載をしております。

まず、前半の防災についてですけれども、地域包括支援センターといたしましては、町内の高齢者の安否確認、特に介護保険を利用するような要援護者の安否確認を町内居宅ケアマネジャーと協力しまして、最初に行いたいと考えております。また、平時の準備といたしましては、安否確認の優先順位やケアマネジャーと要援護者の情報交換を行っていきたくて考えています。また、町内高齢者施設で行われております福祉避難所の開設訓練を行っている施設がございますので、その訓練にも積極的に参加をして参りたいと考えております。

次に、感染症につきまして、ですが、平時につきましては、物品の備蓄とともに、埼玉県などで行っておりますガウンテクニックなどの講習の受講を積極的に行って行きます。また、緊急時は感染フェーズに合わせた情報収集、職員の健康管理、利用者の医療受診の相談対応など実施していく予定でございます。

簡単ではございますが、こちら、防災、感染症ともにですが、机上の訓練を定期的に行い、その都度改訂を重ねて行く予定です。ご意見等ありましたら、包括までアドバイスをいただけますと幸いです。

以上でございます。ありがとうございます。

鈴木会長

はい、ただ今の説明につきましてご質問、ご意見等ございますでしょうか？

各委員

質疑なし

鈴木会長

よろしいですか？それでは無いようですので、地域包括支援センター運営協議会はこれまでといたします。

●地域ケア推進会議

鈴木会長

それでは最後の議題となります。地域ケア推進会議を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

小山係長

本日配布いたしました令和6年度地域課題一覧をご覧ください。こちらは、介護保険法第115条の48第1項に規定します地域ケア推進会議に関する事項といたしまして、実施いたします。よろしく願いいたします。

まずは、地域課題についてご説明いたします。町では介護保険の要支援1・2・総合事業対象者のうち、軽度の方ですね、新規で介護保険サービスを開始したケースを対象として、ケアプランの内容について、専門家からアドバイスをいただく地域ケア会議を毎月実施しております。その際、ケアプランのアドバイスだけでなく、ケースを通じて地域に求めるものや必要なサービスを地域課題として抽出しております。今回の一覧につきましては、令和6年4月～12月までの課題が掲載されております。その中からいくつかかいつまんでご説明させていただきます。

まずは閉じこもり、孤立化対策の充実です。まず、男性の参加しやすいサロンというものが、ニーズとしてございました。ゆずっこ元気体操や様々なサロンは女性が中心でありまして、なかなか男性が参加しにくいと言った声がたくさん聞かれております。他市町村での体操の場などに聞きましても、同様な意見が聞かれております。

また、次の定期的な会食の機会ですね。単身世帯だけの課題ではなく、家族と同居世帯でも、高齢者が一人で食事を食べている、寂しい、といった課題が浮き彫りになりました。一人で食べるため、食事内容の簡素化により低栄養状態を併せ持っているような状態でもございました。管理栄養士からも一人で食べる孤食による低栄養という問題が一般的にあるある、ということで情報も頂いておりました。低栄養は皆さんもご存知の通り、フレイルになる大きな原因の一つですので、何らかの介入が必要と考えております。

次に外出支援の充実の欄です。免許返納後の生活というものが毎年課題としてあがっております。買い物や受診、通いの場への足の問題が毎年挙がっている現状でございます。

次につどいの場、交流の場の欄ですね、ゆずっこ元気体操、こちらは現在町内42地区で実施しております。その他社会福祉協議会等が実施しております各種サロンがあります。その中で障害や病気をお持ちの方でも行きやすいサロンがあると良い、ということで今回ニーズが挙がりました。

その下、生活支援サービスの充実は、先ほどの外出支援と重なりますが、買い物の課題が挙がっております。

最後に、介護保険サービスの充実の欄ですね。こちらは、管理栄養士による短期集中支援があると良い、と言うニーズが挙がりました。最初に出ました低栄養状態の方だけでなく、病気により体重管理を必要としている方で、運動習慣もなく食事制限もなかなかできない方への支援というテーマがありまして、実際に自宅で管理栄養士による支援が広く受けられると良い、と言うことの声が挙がっております。

これらが、令和6年度地域ケア会議にて抽出された地域課題でございます。

<p>細井係長</p>	<p>ます。以上でございます。</p> <p>続きまして、ただいま説明のありました課題に対する取組といたしましてご説明させていただきます。町で実施しております生活支援体制整備事業のなかで、新たに、地域におけるサロンの整備を進めておりました。本日お配りしたこちらのリーフレットをご覧ください。こちらにありますとおり、社会福祉法人育心会さんのご協力を頂きまして、前久保南地区にあります救護施設のほうをお借りいたしまして、今年2月より新たなサロンをオープンすることとなりました。さきほどの地域課題の中でも挙がりましたが、初めての取組といたしまして、男性向けということで、サロンを運営するボランティアさんも参加者も全て男性というような設定としております。また、法人さんのご厚意で、昼食が提供されることとなっております。なかなかこのような場に出てこない男性をターゲットといたしまして、孤食、孤立化防止といった面で効果を期待しているところでございます。もし、ご都合がつくようであれば、ぜひ委員の皆様もご見学等において頂けたら幸いです。</p> <p>来年度の取組といたしましては、さきほどもご説明いたしましたが、町の給食事業を見守り中心の事業から、栄養管理、低栄養の防止を中心として、在宅生活を支えていくための事業に転換を予定しております。そこに関連しまして、短期集中型サービスの訪問型Cで管理栄養士による取組、連動した取組ができないか、といったことを検討して行きたいと考えております。</p> <p>また、近年、免許返納であったり、身体機能の低下などによる高齢者の移動支援に関する声も高まってきております。そのため、先ほどの地域課題の中で、外出支援の充実の箇所にもございます「セニアカー体験会」、実際にはこういったものを試乗する機会はないのかな、と思いますので、こういった事業なども実施できないだろうか？といった所を検討していけたら、と考えております。</p> <p>地域課題に対する取組状況につきましては以上でございます。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>はい、ではただ今の内容につきましてご意見・ご質問等ございますでしょうか？</p>
<p>各委員</p>	<p>質疑なし</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>よろしいですかね？それでは無いようですので、地域ケア推進会議はこれまでといたします。</p> <p>4. その他</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>次に、その他を議題といたします。事務局からお願いいたします。</p>

柴崎副課長	<p>それでは、その他につきましてお話をさせていただきます。</p> <p>介護保険運営審議会の今後の予定につきましてご説明いたします。本年度につきましては、本日の会議を持ちまして予定していた日程を無事終えることができました。誠にありがとうございました。来年度の介護保険運営審議会につきましては、年2回程度の開催を予定しております。例年は第1回目の会議を夏頃ということで7月中旬から8月中旬頃に開催しておりますが、選挙の可能性この時期にあるということから、普段の時期より後ろにずれ込む可能性もございます。いずれにいたしましても、日程が定まり次第、改めてご案内のほうをいたしますので、ご了承頂けたら、と思います。</p> <p>また、今回の会議の出席につきましては、毛呂山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして、委員報酬がでございます。取扱いといたしましては、後日口座振込による対応とさせていただきますのでよろしくお願いたします。</p> <p>事務局からのその他につきましては以上でございます。</p>
鈴木会長	はい、ただ今の内容につきまして委員の皆様から何かございますか？
各委員	質疑なし
鈴木会長	<p>よろしいですか？では、ちょっとずれ込むかも？ということで、後日また連絡をお願いします。</p> <p>では、よろしいですかね？それでは、本日予定していた議題は全て終了しましたので、議長の任を解かしていただきます。ありがとうございました。</p> <p>5. 閉会</p>
申田課長	<p>それでは、全ての議題に慎重審議頂きまして、誠にありがとうございました。また、1年間、ご協力頂きましてありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。</p> <p>では、閉会にあたりまして、小林副会長より閉会のごあいさつを賜りたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
小林副会長	<p>議長をはじめ、委員の皆様、また、まとめて下さった事務局の皆様、本当にありがとうございました。去年の今頃、確か同じような事をしゃべったような気もしないでもないのですけれども、この時期って皆さんの地域どうですか？地域課題ってございましたけれども、私が住んでいる地域、末田委員も一緒なのですけれども、まあ、役員が決まらない、決まらない。集まるんですけど、隣組長を誰にするとか流鏑馬をどうするか、まあ、決まらないんですね。で、だんだんだんだん出席する方も少なくなってきた、私が住んでいるエリアで3棟新しく建ったんです</p>

けれども、そもそも地域の会には入らない。入りません、とのことだとか、まあ、それでやって頂くってことになったとしても、結局名ばかりで、いざとなると歳なんで動けません、って言うってお鉢が回ってきて、私54になりますけど、この世代は働いているのでそもそもそんなことをできません、末田委員とかも私だとかってこの世代もそもそもやりたがらない。もう、地域っていうものを本当に、根本的に見直す時期が本当に来ているんじゃないかな、という風に思っています。

皆さまのところはいかがでしょう？また、別の会でも色々と教えて頂けたら、と思っています。会長もおっしゃっていましたが、とにかく感染症がすごく流行っておりますので、どうぞお気をつけてお過ごしになって頂けたら、と思います。どうも1年間ありがとうございました。

【午後2時20分終了】